

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.11)

1 日 時 令和5年8月10日(木)
午後 1時09分 開会
午後 3時33分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	金 子 秀 一
委 員	山 本 眞智子	委 員	白 石 一 裕
委 員	伊 藤 淳 一	委 員	荒 川 徹
委 員	井 上 しんご		

4 欠席委員(1人)

委 員 西 田 一

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	障害福祉部長	西 尾 典 弘
障害福祉企画課長	樋 口 聡	健康医療部長	河 端 隆 一
市立病院担当課長	村 上 敏 正	感染症医療政策部長	吉 峯 禎 利
企画調整担当課長	藤 原 孝 行	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	金 子 直 哉
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	高 橋 典 子	外 関係職員	

6 事務局職員

委員会担当係長 有 永 孝 委員会担当係長 梅 林 莉 果

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	発言の訂正について	保健福祉局長から7月27日の委員会における発言の訂正の申出があり、委員長において許可したことを報告した。
2	陳情第158号 新型コロナワクチン接種後の中長期副反応で日常生活に支障を来している方への救済措置について	継続審査とすることを決定した。
3	新型コロナウイルス等感染症への対応について	保健福祉局から別添資料のとおり説明を受けた。
4	第三セクターの経営情報について（サンアクアTOTO株式会社、株式会社サンアンドホープ）	保健福祉局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	令和5年度第1回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会について	

8 会議の経過

（陳情第158号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

初めに、発言の訂正について報告いたします。保健福祉局長から、7月27日の当委員会における発言の一部について訂正の申出がありましたので、御報告いたします。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、保健福祉局から2件報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第158号、新型コロナワクチン接種後の中長期副反応で日常生活に支障を来している方への救済措置についてを議題といたします。

本件について、当局の説明を求めます。新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 それでは、陳情第158号、新型コロナワクチン接種後の中長期副反応で日常生活に支障を来している方への救済措置について御説明いたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種は、重症化予防や感染拡大防止の観点から有効とされる一方、接種後に体内に免疫ができる過程で、ごくまれにアナフィラキシーなどの重い症状の副反応等が起こることがございます。このため、接種後の副反応等による健康被害につきましては、国が接種に起因するものと認定した場合、予防接種健康被害救済制度により医療費等が給付されることとなっております。認定に当たりましては、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの考

え方に基づいて審査が行われております。審査結果につきましては、審査後、速やかに厚生労働省のホームページに掲載されており、直近で審査が行われた8月4日現在、全国から8,455件の申請を受理し、そのうち3,772件が認定されているところでございます。

そこで、陳情にありました一点目のホームページの活用、情報提供のことにつきまして、北九州では、国の審査結果や副反応に関する情報が市民の皆様に分かりやすく御覧いただけるよう、市のホームページの新型コロナワクチン接種に関する総合案内ページの中にワクチンの副反応についてという項目を立て、そのページの中で厚生労働省の発信情報をリンクさせるなど、最新の情報提供に努めているところでございます。

次に、順番は前後いたしますが、健康被害救済制度の申請サポートに関する御要望につきましては、北九州市では、ワクチン接種に関するコールセンターや区役所相談窓口において、健康被害救済制度の内容や申請手続などの問合せに対応しております。また、申請書を受け付けている区役所の相談窓口等では、受付時に必要書類等の確認を行うとともに、申請の受付が完了した場合や受付後に書類の不備等が判明した場合には、そのお知らせを事務職員から請求者へ直接連絡しており、丁寧な対応に努めているところでございます。

次に、ワクチン接種後、副反応と疑われる症状で中長期にわたり苦しんでいる方の相談窓口等の設置について御説明いたします。

国が示すワクチン接種の副反応に係る実施体制につきましては、都道府県は医学的な知見が必要な相談に対応する専門窓口を設けるとともに、かかりつけ医等からの紹介により専門的な医療機関を受診できる体制を確保する。また、市町村は副反応に関する一般的な相談対応を行うといった役割分担がなされているところでございます。これを受けまして、北九州市では、コールセンターや区役所相談窓口等で副反応が疑われる症状等での相談があった場合、その内容に応じてかかりつけ医や接種医、近隣の医療機関などの受診を御案内するほか、薬剤師が専門的な知見をもって対応する福岡県のワクチン専用ダイヤルを御案内しているところでございます。

なお、市医師会との連携によりまして、各医療機関におきましては副反応等の診療に対応しており、通常の副反応より症状が重い場合や長引く場合には、その症状に適した医療機関や県が選定した専門的な医療機関へ紹介することとなっております。他方、副反応や後遺症が疑われる症状は多岐にわたり、ワクチン接種との因果関係が分からないものも多いことから、副反応に特化した専門的な治療等はなく、各医療機関では、副反応かどうにかかわらず、その専門領域において症状に応じた診療を行っていると同っております。

そこで、副反応や後遺症に詳しい病院の紹介につきまして御要望がっておりますが、市医師会との協議、情報交換を行う中で、接種後の長引く症状への対応が可能な医療機関を紹介できるように、市医師会が主体となりまして、各医療機関の意向を確認の上、受診可能な医療機関の一覧表を作成することとなりました。現在、取りまとめを行っておりまして、取りまとめ

ができ次第、北九州市としても相談窓口や市ホームページを通じて周知する予定にしております。かかりつけ医のない方や症状が長引いて不安を抱えている市民の方の負担軽減につなげていきたいと考えております。

今後も、国の最新情報を収集、発信するとともに、関係機関との連携を図りながら、副反応の症状に苦しんでいる方々を支えられるよう、情報提供や市民の皆様へ寄り添った相談対応に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。日野委員。

○委員（日野雄二君） 6点質問します。

まず最初に、北九州市民の副反応被害報告、年齢、症状、経過など個別の内容は委員会に提出できますか。

2つ目、ワクチン副反応の疑いの相談に対する現在の市の体制はどうしていますか。今、答えは出ていますが、もう一遍答えて。

3番目、市は、副反応被害者が地域のクリニックでたらい回しにされているなどの報告を受けていますか。

4番目、現に苦しんでおられる方がいます。市として、ワクチンの副反応が疑われる人がどれだけいるか調査をかけるべきではないですか。

5番目、副反応被害について先進的な取組をしている、先ほども出ましたが、名古屋市の体制は把握していますか。

6番目、名古屋市は、国のコロナ補助金を活用して副反応被害者へのサポートを行っています。取組を参考にしてもらうことはできませんか。

以上、6点。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 6点、御質問をいただきました。

まず、市民の副反応や健康被害、個別の内容について委員会で報告できないかという御質問でございますが、現在、副反応が疑われる報告であったりとか、健康被害の申請であったりとか、そういった情報を市でも把握しておりますが、個別の案件につきましては現在県も公表等はしておりませんので、今後、公表等につきましては県や国等にも確認を取りまして検討していきたいと思っております。

2番目の市の対応につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、市としましては、国が示す県と市の役割に基づいて相談対応を行ってきておりましたが、今回、医師会の協力によりまして協力医療機関に紹介できるような体制ができる予定になっておりますので、今までより一歩進んで、市民に寄り添った相談、紹介対応ができるかと思っております。

3点目でございます。たらい回しが実際に起こっているかという、報告を受けているかという御質問でございますけれども、副反応の相談等がある際に、複数の医療機関を受診してもなかなか検査の結果等が出ないとか、受診してもなかなか改善しないというような御相談は確かに受けております。そういった御相談につきましては市の医師会とも共有しております、今回、協力医療機関の一覧表を作るきっかけになったかと思っております。

それから、どれだけ市民の方で副反応、後遺症等に悩まれている方がいるかとか、そういった調査をかけるべきだという御質問でございましたが、ワクチン接種の副反応や後遺症、そういった症状につきましては地域に偏りがあつたりするものではございませんので、現在、国が副反応のことであつたり後遺症のことについていろいろ調査等、情報収集して公表しているところでございますので、市としましてはそちらの情報を提供するような形で市民の方に情報提供していきたいと思っております。

それから、名古屋市の取組につきましては承知しております。名古屋市につきましては、中長期にわたる副反応に対応する相談窓口として看護師を配置しております、そちらで健康被害救済制度の申請の御案内であつたりとか、協力医療機関の紹介等を行っていると同っております。今回、北九州市におきましても名古屋市の事例を研究いたしまして、市の医師会とも情報共有いたしまして、それと同じような体制ができていっていると思っておりますので、今後、そういった医療機関の情報を市民の方にも知っていただきまして御利用いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 答えが答えじゃないんですよ。まず、副反応被害報告を受けている、これを取りまとめられないということは、多岐にわたる副反応だからできないということをお願いしているだけで、医師会と連携して、かかりつけ医に行つたって、かかりつけ医は相手してくれないんですよ。面倒くさい、お金にならないからやらない。ほかの大きな専門の病院を紹介する。名古屋はちゃんと、相談窓口は看護師がやっているんです。福岡県は薬剤師がやっているんでしょ、北九州も。薬剤師では分からない。看護師、何人体制でやっている。愛知県の看護協会への委託料は、令和5年度の当初予算で1,900万円。これは国のコロナ補助金が全部使えるわけで、そんな中、何人体制でやっているんだ。常時、電話2台、看護師3人体制で相談業務を行つて、必要に応じて協力医療機関を紹介するということなんです。

私が言いたいのは、コロナのワクチンを打つて副反応と言うけど、これコロナなんですよ。コロナの菌を入れているわけで、コロナに対する反応なんですよ。ワクチンじゃない。私、今までワクチンなんか打つたことはない。インフルエンザにしたって何にしたって、70歳になるけど。その中でコロナのワクチンを打つたら、胸が痛い、息切れする。おかしいなと思って小倉記念病院に行った。そしたら、心筋梗塞、もうかかっていたよと。心筋梗塞にかかっているじゃないだろ。今まで、そりゃ確かに心臓も強いほうではない、毛が生えとると言われるけど。

だけど、今考えてみたら、やっぱりこれコロナかと思ったんだけど、もう遅きに、去年の7月までしかコロナは駄目ですから。実はコロナにもかかったんです、去年の7月。だから、副反応というのは新型コロナなんです。新型コロナでこんな対応では不安だろ。外も歩けない。今、言ったじゃない。立つことも必死。そんなことないと皆さん思っているかもしれないけど、実際にかかっている方、副反応を起こしている方はもろもろある。

だから、ちゃんと調査をかけて、受付窓口はしっかり体制を取って看護師がやるということ、名古屋を見習うのであれば。名古屋は、名古屋市医師会とちゃんと協力医療機関の取りまとめができていますよ。北九州は、できている。動いてくれていますか。喉が痛い、熱がある。かかりつけ医に行っても、コロナの検査をしてくださいと言わなければいけないですよ。5類だから、銭にならない。インフルエンザの検査はしてくれるかもしれませんが。それは処置ができるから。だから、コロナにかかった方は実質今の数字よりも数倍多いと思っていますよ。ワクチン接種のことで名古屋のように85の医療機関と話ができて、そんな北九州はできていないでしょ。誰が答えてもいいよ。後で部長が答えるのか、私が答えますというふうな顔をしていたけど。

小学校2年生の子供がコロナにかかって、顔面が神経痛になって、そして手足がしびれて歩けなくなった。九州労災病院から産業医大に行った。原因が分かりませんと。コロナの後遺症に決まってるんだよ。原因が分かりませんと言いながら、もう歩けなくて、そこで、一遍家に帰ってください、家族と一緒にいたら治るかもしれませんと。医者がそんなこと言うか。それで、戻ったけど、今、通院しています。九大の医学部を紹介してくれと言ったら、九大は15歳以下は診ませんと。それなら、福岡大学の医学部に専門医がいるからと言ったら、来ても言うことは一緒なので、もう来ないでくださいと。これが医療界の現状でしょう。途方に暮れた家族はどうすればいいのか。まだ産業医大に通院していますよ。入院していても、小さいからお母さんがずっと泊まらないといけないから。学校には行けませんよ。

そんなことを真剣に考えて、医療界に対して保健福祉局は生易しいことじゃ駄目ですよ。私も自見庄三郎の元秘書ですから、医者秘書をやっていたから、医師会には本当のことを言えば嫌事はあまり言いたくない。でも、言わなければ。北九州は安全・安心で医療、介護、福祉が充実した町でしょう。日本一と言っている町ですよ。ならば、それなりの対応をやらなければいけない。だから、もう答えんでいい。これ以上言っても、課長、私が言いたいことは分かったでしょ。とにかく窓口をしっかりとつくって受けて、それを、かかりつけ医は駄目だから専門の医療機関を医師会でつくらせて、そこに行っただいて、原因究明と薬と色々な治療をやりながら復帰していただくこと、健康になってもらうこと、それが全てです。終わります。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 先ほどの口頭陳情の大変深刻な訴えだったと思います。たくさんの方がそ

ういう思いをしていらっしゃるんだろうと思うんですね。一つ、先ほど、医師会が取りまとめて協力医療機関の一覧表を近々公表すると言われましたけど、そういう状態に置かれている方が一刻も早く専門的な治療を受けて回復に向かうことができるような、そういう体制を取ることが必要ですから、急ぐ必要があると思いますが、いつ頃公表される予定なのか分かりますか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 協力医療機関のことについてでございます。今回、市の医師会で会員向けにアンケート調査を行いまして、接種後の長引く症状への対応ができる医療機関について調査を行っていただいております。その際に、市のコールセンターや相談窓口、医師会などからの紹介をしていいかとか、対応可能な時間であったり曜日、事前予約の有無、また、対応可能な具体的な症状を挙げまして、例えばせきだったり胸の痛み、そういった呼吸器症状であったりとか、関節痛やけん怠感などの全身症状、また、頭痛、目まいなどの精神神経症状、どうきや腹痛、下痢、おう吐などのその他様々な症状につきまして情報を収集しております。その結果、今、医師会がちょうど取りまとめておりまして、約40医療機関から対応が可能という御回答をいただいていると伺っております。それは取りまとめ次第、できましたらお盆明けぐらいには、市にも情報共有いただきまして活用させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） じゃあ、とにかくお盆明けの早い時期に一日も早く公表していただいて、皆さんのそういう情報が役立つようにしていただきたい。これは要望しておきますね。

それから、先ほど日野委員から名古屋市のことが言われました。名古屋市では、市と、それから市の医師会、市の看護協会がチームをつくって調査検討した、新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応と思われる症状で受診された方の症例集というのを報告していると聞いておりますが、本市においてもそういうものが必要じゃないでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 名古屋市の取組につきましてはこちらも承知しております。名古屋市につきましては、先ほどおっしゃいましたように、市と看護協会と医師会が連携しまして相談窓口をしておりますけれども、一旦看護師が対応しますけれども、やはり具体的な症状等、様々ございますので、そこから医療機関につなぐという形になっているようでございます。北九州市といたしましては、今回の協力医療機関にも協力いただきまして、専門的な、医学的な見地から、まずはお医者様にお話を伺っていただきまして対応したいと思っております。

それから、症例集のことでございますが、名古屋市が今出している症例集につきましては、件数等はまだまだ少ないようございますけれども、それを国にも情報提供していると伺っており

ます。北九州市におきましては、今、副反応疑いの報告であったりとか健康被害等の報告でいただいている情報を把握しながら、具体的な症例につきましては先ほど言いましたように地域で偏りがあるものではございませんので、国の情報、大きなサンプルの中から情報を把握していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 臨床の場における治療の参考となるような取組ということでされているようですので、今後、市内の協力医療機関で治療に当たって、役に立つような情報は大いに提供していただいたほうがいいと思うので、検討していただきたいと思います。

それから、先ほど口頭陳情では、申請後、不備があったりしたことで6か月止まっていると言われましたね。スムーズにいつているんですかね、申請の手續そのものが。問題なくいつていると言える状況でしょうか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 今現在、市におきまして健康被害救済制度の申請の受付を89件受け付けておりまして、全て書類等が整って国へ進達できる状況になったものが89件ございます。それにつきましては、全て速やかに国につながっているところでございます。それから、申請につきましては提出資料等いろいろ書類がございまして、その不備等に時間がかかって御苦労されているということは重々承知しております。こちらにつきましても、例えば医療機関で書類の書き方であったりとか、診療録とかも必要になってきますので、診療録の提出範囲であったりとか、そういったことは説明しても分からないところが多いと思いますので、そういった分からないところにつきましては直接市から医療機関にも御説明等をさせていただきます、速やかに書類等が整うように努めているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） こういう申請のときの書類をそろえたり記入したりするのは分かりづらいんですよね。だから、一般の方がそういうことで戸惑ったり、手續が遅れてしまったりすることのないように、親切に、そこら辺に十分配慮して行政で援助、サポートしていただく。このことを今よりもさらに一層強めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。これは要望しときます。

最後に、泉大津では新型コロナワクチン健康被害支援金という制度をつくって、ワクチンの接種後に副反応などで健康被害が生じて、国の予防接種後健康被害救済制度の申請をされる方を対象に、申請までにかかった医療費等の費用の一部を市独自に支援金として支給するとなっているようですが、申請までにかかる費用というのはそれぞれ違うと思いますけど、こういうことを参考に、費用の一部を支給する制度をつくってはどうかと思うんですが、見解をお尋ねします。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 健康被害救済制度の給付認定に当たりましては、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象としまして、広く認める方針で現在審査が行われていると伺っております。先ほどお聞きしました泉大津など一部自治体で実施されている独自の支援につきましては、国の健康被害救済制度の申請者を対象としておりまして、審査の認否を問わずに支給されておりまして、医療費等の経済的負担の支援を目的とするものと伺っております。本市といたしましては、国の救済制度が社会的公正を図る上で十分な措置であると考えておりまして、今のところ独自の制度を設ける予定はございません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）先ほど言いましたように、それぞれ症状も違いますし、負担が非常に大きい方もいると思いますので、何らかの形でそういう制度を検討していただきたいということを要望しときます。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。山本委員。

○委員（山本眞智子君）先ほどの陳情者の話をお聞きいたしまして、本当に苦しんでいらっしゃるということを新たに認識させていただいたところでございます。私の知り合いの方も、75歳を過ぎていらっしゃるんですが、2回目のワクチン接種をして、そのときに具合が悪くなって、しばらくの間、病名がつかなかったんですが、今は血管迷走神経反射という病名がついて、ステロイドをずっと飲んでいるというような状態で、医療費もかなりかかるという。で、最初にこういう症状が出たときに市に御相談したら、国の健康被害の救済制度があるからということで、速やかにお身内の方も交えて書いて出したんですけど、その後、認定されたとも認定されないとも一言も国から連絡がないということで、これは先ほど言われたホームページを見たら分かるのかどうかという、75歳以上なんで、パソコンで見たりとかするのが難しいかと思えます。

それが一点と、そのときに、市からこういう救済制度があるということをお聞きしたので、市に息子さんがお電話でお問合せしたけど、国のことなので市では分かりませんというような答弁だったということで、その方も、2回目ですから2021年ぐらいだと思えるんですが、それから2年間ずっと闘病生活をされております。そのときに適切な措置とか治療とかできていればいいんだけど、現在にまで至っている中で、まず一点、国の救済制度に出したとき、それはどういう形で御本人に、こちらが調べないと分からないものかどうか。市に相談したときに、市が調べてくれて御本人に連絡するとか、その辺ですっともやもやされている気持ちが残っているってことなので、ちょっとその一点。どういう形で申請して、それがどういう形で本人に、これこれこういう理由で認定されませんでしたとか理由が分かれば、本人も、これだけ待っても連絡がないなら認定されなかったんだろうみたいなことはおっしゃっていましたが、その

あたりを詳しく教えてください。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 健康被害救済制度の申請を市民の方が出しましたら、市でまず受け付けまして、それから市の意見を付しまして県を通じて国に申請することとなっております。国の審査が終わりましたら、県を通じて、認定されても認定されなくても結果が市に戻ってきますので、市から申請者の方には御連絡をするような流れとなっております。

それから、ちょっと時間がかかっているという御質問だったんですけれども、確かに、今年の6月1日現在で、市から89件の申請をしていたんですけれども、その中で審議が終わったものが17件だったんですが、審査の進み具合が遅いという、国も早くしてくださいという要望を受けまして、今年の1月から審議委員を増員したりとか、審議の部会を1つ増やしたりとか、審議が速やかに進むような体制を取っていっていると伺っております。そういったことを受けまして、現在、市で、先ほど17件の認定があったと言いましたけれども、今現在56件の結果が返ってきておりまして、審議が進んでいっている状況だとは思っております。

確かに、今まで、審査の結果がどうなっているのかというようなお尋ねもありましたけれども、その際は国に、審査の状況はどうなっていますかということで、早くしていただきたいというふうな要望も伝えてはおります。国のホームページにつきましては、審査の結果は載っているんですけれども、具体的にこの方が何県の方でとか、そういったことまでは載っていませんので、ホームページから結果を知ることはできない状況になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） すいません、個別のことで、今、私の知人の方は2021年に出しているのに2年たっても来ていないってことは、どうなっているか分からないので、もう一回市に相談して、市が国に聞いてくださるということでもいいんですかね。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 今、実際、国の審議が進んでおりまして、1年半ぐらいかかってようやく返ってきているような結果もございます。なので、今後審査も進んでいくかと思っておりますけれども、改めて速やかな審査を進めていただくようお願いはしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） じゃ、来ていないということは、まだ認定されているかどうか分からないということでもいいわけですね。そしたら、再度市に聞くように伝えてよろしいということでもいいですか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 そうですね。市に御連絡いただきまして、市から、国には速やかにしていただくようお願いをしたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 分かりました。先ほどからずっと話が出ていますように、副反応による後遺症で悩んでいらっしゃる方というのは一定数いらっしゃいますので、国の救済制度にして、2年間も待っていると、リハビリで2万円ぐらいかかっているということもおっしゃいました。その間、医療費もかかるわけですし、寄り添って速やかに対処していただきたいし、先ほどから話がありますように、名古屋市の話も出ておりますが、コロナで感染じゃなくして重篤を防ぐということで、私たちもそれを信じて打ってきているわけですので、ワクチンの副反応で後遺症に悩んでいらっしゃる方というのは、しっかり市のほうも寄り添って対応していただきたいということだけは要望しておきます。

○委員長（村上直樹君） いいですか。そのほか質問、意見ありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 副反応の対応について今説明があったわけですが、そういう説明をされても、今日陳情された方はなかなか不安は取れないんじゃないかというような感じがするんですね。こういった方というのは、孤立感というか、誰にどう相談していいか分からないというようなことで今日こうなっていると思うんですよ。それには、医療機関の対応とか役所の対応とか、あるいは国の対応というふうな問題があるわけですね。今回の陳情文を見ましても、一つは医療機関の対応というところで、たらい回しにされたとか、分からないとか、どこも悪くない、年のせいではないかというようなことで片づけられたとかいったことで、非常に本人が傷ついているわけですね。

ここに来て5類になって、今までコロナに対応していない医療機関が一般医療で同じように外来で対応するようになったということで、後にも出ますけど、北九州市においては外来対応医療機関406か所ということがありますよね。そうなったときに、今まで経験を積んだ医療機関がその中にどれだけあるのかということで、逆に不安になってくるわけですよ。そういった意味では、医療機関、ドクターへの研修というか、そういったのも要るんじゃないか。感染対策とかといったところでは、厚労省の事務連絡の中でもそういった研修をしないとイケないというのがあるんですけども、実際の診療に当たっての研修というのは、いろんな症例が出てきていると思うんですけども、頻繁にやっていただくというようなことが医師会の中でも独自に要るんじゃないかと、独自の努力で総体的にレベルを上げていくとか。でないと、自分が頼りにして行った医療機関から、一言二言じゃないと思うんですけども、ばさっと切られるなんて、こんなつらいことはないと思うんですよ。それで落ち込むわけですよ。

もう一つは、行政に相談したときに、先ほど、どなたか言われたけど、寄り添っていくという姿勢をもっと見せないで、今日いろいろ要望が上がっているけど、いろんなことを市も実際やられているわけですし、そういったことが本人に届いていないとか、そういう状況があ

と思うんですよ。だから、そういった方の声をしっかり聞いて、そういったシステムに反映させていくという努力が市でももっと要るのではないかなと。それが寄り添うということじゃないかなと思うんですよ。

いろんな制限はあると思うんですよ、もともとが国だから。それで対応するんだけど、制限があると思うんだけど、できる場所はもっとやれそうな気がするし、市のホームページを見たらいろんなことが公開されているんだけど、そこに行き着かない、あるいはSNSも使ったことがない方はたくさんいるわけだから、身近なところでそういった人の不安をどう和らげていくか、どういうふうな手続をすればいいかというようなことは、本当に寄り添っていけるような、そういったことを真剣に考えないと、皆さんが言われているように、これからコロナは後遺症の問題がもっと出る、私は、ずっと議会においても取り上げてきたんだけど、もっとひどくなると思うんですよ。今回出されていないけど、子供の後遺症もあるんですね。子供というのは表現できないから、なおさら分かりにくいという問題もあると、これも議会で取り上げたんですけど、そういった問題もあるわけで、いろんな後遺症の問題がもっと出てきそうなので、出てきてからじゃ遅いから、先手先手の対応が必要ですからね。しっかりそういった方に寄り添って、どういうところが不安なのか、どうしてもらいたいかという、そういった窓口をもっと多くつくってやっていただきたいなと思います。

国に対しても、その結果が出るまでに1年半から2年ぐらいかかっているということもありましたけど、国も急いでいるということですけども、もっと急げと。長過ぎると。先ほどの方は6か月放置されていると言われていましたけど、確かに、症例の問題もいろいろあると思うんですけども、ぜひ国への要望も含めてやっていただきたいということをお願いしときます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 本当に痛切なお話を聞かせていただきまして、コロナの予防接種、またコロナの後遺症というのは、未知のウイルスですので、予防接種に関しては国も県も市も、これまでやってきたことを超えた対応をされてきたと思うんですね。その要望を我々もさせていただきましたが。今後は、コロナの後遺症であったり、本日の陳情でもありますとおり、予防接種の後遺症等も、これまでにない対応をしていかないといけないのかなと考えます。

その上で、健康被害救済制度、先ほど答弁でもありましたが、今回、認定は厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするという方針で審査が行われているという、この部分というのは、今回のコロナの国の救済制度の考えで、私は物すごく大きな考え方だと思っております。これは、新型コロナウイルスの未知のウイルスに対応したワクチン接種であったので、様々な症状が起こるということを考えられているのかなという思いもありますので、そうしたことも踏まえて、広く市民の皆さんの症状というのを吸い上げられるような、そういった仕組みをぜひ検討していただきたいと

思います。予防接種の副反応の医療施設も公表されるというお話でしたので、一日も早い発表をお願いさせていただきたいと思います。私も要望させていただきますが、何とぞよろしく願いいたします。

本来、かかりつけ医というのは、何か不安があった際に駆け込んで、不安なこと、また体の不調と一緒に寄り添っていただけるのがかかりつけ医のはずなんですが、そのかかりつけ医から見放された方というのは、かかりつけ医じゃなかったのっていう、一気に不安になっていくのかなと思いますので、そういった方々を心身ともにケアできるような、そうした制度をぜひ、北九州独自のものを含めて検討していただければと思いますので、要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見は。井上委員。

○委員（井上しんご君） それでは、お伺いします。

今日、陳情審査で項目が上がっていました1から4までです。先ほど、課長の答弁では、不安の払拭につなげていきたいということと、また、苦しんでいる方を支えていけるように相談対応をしっかりしていきたいというお話がありました。そうしたこともやる中で、名古屋市と同じような形で対応できるんじゃないかというお話でした。まず、確認したいんですけども、ちゃんと病院を紹介してほしいとか、申請の補助であるとか、今日のやり取りの中では、市のコールセンターであるとか区役所の窓口で対応している、今からしていくという感じで受け止めたんですけども、おおむねこの4項目についてはその方向性で力を尽くすということではよかったのかなと思ったので、その確認が一点です。

それと、救済制度については因果関係を問わないということでやるという国の方針もありますので、先ほども、現場の声を受けて、もっと早くしろということで声が上がっているということでも言われていました。ですから、因果関係を問わないのであれば、1年とか半年とかじゃなくて、もっと速やかにやるべきだと思いますので、この点についても併せて、そういった主張できる場でぜひ意見として上げてもらいたいと思っております。これは要望です。

次に、質問に入らせてもらいます。自分の身の回りでもワクチン接種、2回受けた人、3回受けた人が大体多いような気がするんですけども、4回、5回や6回受けている人はそんなにいないような気がするんですけども、今回、健康被害が上がっているということで、8,000件ですかね、申請が出ていると。3,772件認定されているということで、先ほども議論があったように、新しい種類のウイルスに対してメッセンジャーRNAという技術を使ったワクチンだと聞いています。これまでのインフルエンザのワクチンの場合は、ウイルスを培養して、それを薄めたやつを入れ込んで抗体を作るというふうな認識だったんですけども、今回はウイルスが手に入らないということで、人工的に自分の体にウイルスを作り出して、それに対する抗体を作ろうということらしいんですけども、本当にこれでいいのかというところはまだはっきりしていないというふうに聞いております。自分の周りでも、受けても何もなく生活されている方

もいらっしゃるし、何か月か手が上がらなかったという人もいるし、1週間きつかったという方もいるし、実際に松葉づえをついている友人もいます。ですから、一定数、ワクチンを打った後に、コロナにかかった後の症状もあるかもしれませんが、そういった方が出られるというのはあるのかなと思うんですね。

ですから、今後、そういった被害の方を増やさないという取組も必要なのかなと思うんですけども、今、国において7回目のワクチン接種が検討されていると聞いております。市として、これから国がまとまれば通知をしていく、ワクチン接種の場所をつくっていくというふうになると思うんですけども、対象者を、これまでは高齢者とかという形で6回目とかについては限定していたと思うんですけども、今回、7回目についてはどういった対象者を想定されるのかについてですね。

今回、7回目のワクチンについては、5回目、6回目についてはオミクロン株対応と。1回目から4回目については、いわゆる武漢株というか、デルタ株とかそういったやつに対応していると聞いていますけれども、7回目についてはどういった株に対応するワクチンなのか。それとも、今までのオミクロン対応の、5回目、6回目と同じようなワクチンなのかについて教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 確認の部分について御説明させていただきます。

今回、陳情でいただきました御要望につきましては、相談体制であったり、申請のサポートであったり、現在やっている取組プラス今回の市の医師会の協力に伴います医療機関の紹介等も加えまして、丁寧な対応に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 コロナワクチンの接種につきましては、厚生労働省の中に厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会というのがございます。こちらで、ワクチンの安全性を含め、今後の接種について検討がなされております。現時点の情報でございますけれども、令和5年の秋開始接種、報道発表では9月20日から行うと発表がなされております。使用するワクチンの株でございますが、現在、流行の主流が1系統ということもありますので、流行の主流であるXBB.1.5のワクチンを使って行うということが示されているところでございます。

秋開始接種の状況については以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） じゃ、対象者とかそういうのはまだ分かっていないということで、それと、今までどおりのメッセンジャーRNAタイプのワクチンだということでもよろしかったですか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 申し訳ございません。対象者でございますが、生後6か月からの全ての方を対象にするというふうに現在検討がなされているところでございます。ワクチンにつきましても、XBB株のワクチンはメッセンジャーRNAワクチンとなりますので、これまでと同様のワクチンとなる計画がなされているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。生後6か月以上、全ての方を対象ということだったんですけど、これマスコミ等でも広く報道されているんですけども、今年の3月28日ですかね、WHOが健康な成人や子供には定期的な追加接種を奨励しないという形で発表しております。ですから、通常健康な方、また子供たちに対しては特に定期的には推奨しないと発表しているんですけども、今回、全てということになれば、考慮されていないのかなと思いますし、NHKのBSニュースとかを見ると、海外ではワクチン接種とかあまりしていないような感じで、日本だけが相変わらずこういうことをやっているのかなという、世界的な流れ、今まではWHOの指針があってやりましょうという形だったんですけど、今、WHOの言っていることと日本がやっていることは違うような気がするんですけども、この点、国のことでしょうけども、もうちょっと聞かせてください。

それと、母子手帳に新型コロナワクチンの接種も記入されているということで聞いているんですけども、それでいいのかどうか。担当者がいらっしゃらないかもしれませんが、確認をお願いします。以上です。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 WHOの新たな指針とワクチン接種の関係についてお答えさせていただきます。

実は先日、先ほどの予防接種・ワクチン分科会が開催されておりまして、この中でワクチンの対象者等の議論がなされております。この議論の中でWHOの方針を、例えば重症化リスクが高い方については、高齢者等になりますけども、引き続き半年または1年ごとの定期的な接種を推奨とか、健康な60歳未満については重症度が中で、初回接種の追加接種1回は推奨するけども2回以上の追加接種は推奨しないとか、こういったことも含めて各国の状況を分科会の中で示された上で、接種の対象が現在決められているところでございます。

まず、65歳以上や重症化がある方につきましては、法的な予防接種法における接種努力の対象になるということで、重症化を予防するためにこれを行うということと、これに加えて、健康な方であっても6か月以上、64歳の方につきましては接種の機会を提供するというので、分科会ではこのような議論がなされているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。国で示されて、受けるチャンスというか、受けたい人については提供の機会をという説明がありました。市としても、提供の機会を、受けたい人が受けるというのものもあるかもしれませんが、受けないといけないのかなとか、健康な人であるとか子供であるとか、基本的には推奨しなくていいということになっていますので、受ければこういったリスクも一定数出るといことも踏まえた上で、もしこれから市として案内を送る場合はそこを慎重にやっていく必要があると思うんですよ。というのは、先ほど議論になったみたいに、重症化を防ぐということを感じて、当初は感染しないということだったのがいつの間にか変わってしまって、重症化を防ぐということに変わってきていますけども、それを信じて受けた方が、今回の口頭陳情にあったように、すごい健康被害で苦しんでおられるという状態があるんですよ。ですから、そういったことのリスクも踏まえてちゃんと、そこを知った上で、それでも受けるのかどうかということが、御自身の判断ができるような形で、いや、市を信じてやったんですけどとなったら市に対する不満とか不信につながっていくと思うんですよ。ですから、そういった形で北九州市として市民の信頼を失ってほしくないと思いますし、そこは案内する場合は慎重にしてほしいと思いますが、この点お聞かせください。

それと、これまでも議会とか委員会でも、ワクチンに対する被害があれば県のコールセンターでということ、薬剤師さんがおりますのでという形で御案内があっていたと思えました。しかし、実際、県のコールセンター、先ほど陳情があったみたいに、センターに電話しても、かかりつけ医に行ってくださいということで、かかりつけ医に行ったら、ワクチンでと言ったら、いやちょっとみたいな感じになるとか、そういった実態があると思うんですよ。市としても、県がちゃんと対応してくれると信じて御案内されているかもしれませんが、実際はそうっていないということもあって、先ほど課長の答弁でも、市の窓口であるとかコールセンターでサポートしていきますということですのでごく心強いなと思えました。ですから、そういった部分でなるべく、県は県でちゃんとやってくれということをお願いしつつも、市としてもちゃんと対応してもらいたいと思いますし、盆明けには協力医療機関が出されるということでしたけども、今現状で、市のコールセンターへ電話するとか区役所に相談に行ったときに、どここの病院がいいですよとか、ここは受け付けてくれますよと案内していただけるのかどうかについて、その点お願いします。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 コロナワクチンの安全性とお子様の接種についてでございますけれども、ワクチンを希望された場合、もしくは接種券をお送りする際には、コロナワクチンの副反応や予防接種の健康被害救済制度を記載したワクチンの説明書をこの中に同封するとともに、案内のチラシには、接種後に現れた症状や安全性の記事を掲載しているところがございます。丁寧な説明に努めておりますので、これは引き続き行ってまいりたいと思います。

次に、先ほど母子手帳の話が出てまいりましたけれども、ワクチンを希望される場合または対象となる場合につきましては、接種券を対象になる方にお送りしております。そこで接種が受けられますという周知を凶っている部分がございます。ワクチンを母子手帳に掲載するところについては、こちらは担当が違います。子ども家庭局になりますので、承知していないところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 現状の窓口での御案内なんですけれども、実際、どこどこの医療機関がいいですよということは、市から直接は御案内ができていない状況でございました。まずはかかりつけ医であったりとか、その症状に対応した診療科を標ぼうしているお近くの医療機関であったりとか、それから接種した医療機関であったりとか、そういったところを御案内しているところでございます。今回、協力医療機関の一覧ができますので、そちらを基に具体的な医療機関を紹介できるかと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。現状では医療機関の御案内はできていないということですね。ですから、今回口頭陳情にあったように、17医療機関を回ったけどという形になっているのかなと思いました。ですから、速やかに現状の改善というか、先ほど課長の言われたような形で、そういった苦しんでいる方をつくらない、たらい回しにしないような形でフォローをしっかりとしていただけるように、ちゃんと対応していただける医療機関を速やかに紹介してもらいたい。お願いします。

あと、広報について7回目は誤解を生むことのないよう、慎重にぜひお願いします。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで本日の所管事務の調査に関係する職員を除き退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

新型コロナウイルス等感染症への対応についてを議題といたします。

本日は、仮称北九州市感染症予防計画の策定について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。企画調整担当課長。

○企画調整担当課長 まずは、計画の御説明の前に、本年5月8日以降の本市の新型コロナの

発生状況などについて御説明させていただきます。

お手持ちの資料1 ページ目を御覧ください。資料に沿って説明いたします。

まず、1は、5月8日以降の本市の発生状況の推移を示した表及び折れ線グラフでございます。市内35か所の定点医療機関から報告された発生状況につきまして、5類感染症移行後の第19週では報告数が59人、1 定点医療機関当たり1.69人だったものが、第30週、7月24日から7月30日では報告数が661人、1 定点医療機関当たり18.89人となっており、県や全国の傾向と同様に増加傾向が続いております。これには記載しておりませんが、本日公表の第31週、7月31日から8月6日では18.69人となっているところでございます。

続きまして、第2の市内確保病床の使用率につきましては、直近では8月9日時点で78.8%となっており、医療への負荷が高まってきている状況でございます。

続きまして、3の本市の対応につきまして御説明いたします。

(1)の病床の確保や円滑な入院調整につきましては、夏休み期間に入り、旅行や帰省などにより人と人との接触が多くなる一方、医療機関の診療体制が縮小するお盆時期を前に、あらかじめ入院受入れ態勢の強化を図ることを目的に、福岡県が7月28日から病床確保計画の段階をフェーズ2からフェーズ5へと引き上げております。これに伴い、本市といたしましては、市医師会とも連携しながら、市内の医療機関へ新型コロナ患者の受入れなどを要請しているほか、医療機関での入院調整が困難なケースにつきましては、必要に応じまして保健所が入院調整を支援しております。

また、(2)のお盆期間中の診療・検査体制につきましては、お盆の連休中、多くの医療機関が休診となるため、市医師会とも連携し、特に開診医療機関が少ない8月11日から8月15日は市内10から20の医療機関で外来患者に対応していただくこととしております。

引き続き、感染状況を注視しつつ、県や市医師会と連携しながら感染防止に努めてまいりたいと思います。

続きまして、仮称北九州市感染症予防計画の策定について御説明いたします。

2 ページ目を御覧ください。まず、1の概要でございます。次の感染症危機に備えるため、令和4年12月に感染症法が改正されました。この改正におきましては、これまで都道府県において策定が定められていた感染症予防計画について、保健所設置市においても、新型コロナウイルスの対応を踏まえ、予防計画の策定が新たに義務づけられました。また、予防計画においては、確実な医療提供体制の確保等のための数値目標を盛り込むこととされており、保健所設置市が策定する予防計画は都道府県が策定する予防計画に即して作成することとされております。福岡県の予防計画の改定に当たりましては、県医師会や県内の指定医療機関、医療従事者等の学識経験者、消防機関、本市を含む保健所設置市及び福岡県によって構成される福岡県感染症対策連携協議会にて議論することとされており、本市の予防計画策定に当たりましても、この協議会の結果を踏まえ、作成することとしております。

2の計画の位置づけを御覧ください。感染症法第10条第14項におきまして、保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して予防計画を定めなければならないとされております。このため、当予防計画は法定計画として策定いたします。法の施行日は令和6年4月1日となります。

資料3ページ目を御覧ください。3の予防計画に定める主な項目でございます。国の基本指針では、予防計画の策定に当たって、県及び保健所設置市がそれぞれ定める項目が示されています。県が中心的に行う項目については、市は任意項目とされております。

それでは、本市が定める予防計画の主な項目について説明いたします。

まず、項目1の感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する事項についてです。感染症の発生状況等の必要な情報を公表することや、地域における流行状況を把握するための積極的疫学調査の実施。さらに、新興感染症が発生した場合にも迅速な対応ができるよう、国や県等との連携体制の構築等について規定いたします。

次に、2の感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査研究についてです。これは、感染症対策を講じるために調査研究並びに情報収集を行うことについて規定するものです。

次に、3の検査実施体制及び検査能力の向上についてです。この項目では、検査体制の強化を図るため、地方衛生研究所における検査能力や検査機器の設備数について数値目標を設定することとされています。

次に、4の医療提供体制の確保についてです。これは県が定める項目となりますが、平時より都道府県知事と医療機関等はその機能、役割に応じた感染症対応に係る医療措置協定を締結し、流行初期段階からの病床の確保や発熱外来等の体制の整備を行うこととしています。また、こうした医療機関との協定を踏まえた病床確保等の数値目標を設定することとされております。

次に、1つ飛びまして、6の宿泊療養施設の確保についてです。新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、平時から宿泊療養できる施設を確保するもので、これは県において数値目標を定めることとされています。

次に、7の外出自粛対象者等の環境整備についてです。これは、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備することや、高齢者施設等の施設内でまん延しないよう、施設や医療機関との連携体制を構築することなどについて規定します。

次に、8の総合調整及び指示の方針に関する事項についてです。今回の法改正においては、関係機関間の連携強化及び情報共有を図るため、連携協議会を設置することが定められ、福岡県では福岡県感染症対策連携協議会を設置しています。また、都道府県知事は感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症対策全般について保健所設置市の長等に対しまして総合調整を行うことが定められました。感染症の発生、まん延時においては、必要な場合は保健所設置

市に対し指示を行うこととされています。

次に、1つ飛びまして、10の人材の養成及び資質の向上についてでございます。新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、次の感染症危機に対して迅速かつ適切な管理を行うことができる人材育成の推進や、職員等の実践型訓練などについて規定することとしています。

最後に、11の保健所体制の確保についてです。感染予防の最前線に立つ保健所について、平時のうちから計画的に体制を整備するため、最大業務量を見込んだ保健所職員や外部からの要員といった人員の確保について定めることとしています。また、業務の効率化を図るため、ICT化の推進や外部委託についても規定することとされています。

4の今後のスケジュールについてでございます。来月、福岡県感染症対策連携協議会の下部組織である医療専門部会が開催され、県予防計画の骨子案等が示される予定となっております。議論の内容を受けまして、本市予防計画についても今後検討を進めてまいります。計画素案につきましては11月または12月の常任委員会にて報告させていただき、報告後、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントで寄せられた意見の検討や県協議会での議論を踏まえ、2月の常任委員会でパブリックコメントの結果を報告させていただく予定です。市の計画は、県連携協議会を通じ、福岡県に提出いたします。予防計画の策定に当たりましては、福岡県感染症対策連携協議会としっかり連携を図り、県予防計画策定の動きに合わせ、準備を進めてまいります。

最後に、資料4ページに、予防計画の策定に関連し、地域保健法に基づく国の基本指針において保健所と地方衛生研究所が策定することとされている健康危機対処計画について、参考として記載しております。これらの計画は、策定に向けて準備を進めておりまして、策定後に別途報告となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対して質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。金子委員。

○委員（金子秀一君） ちょっとお聞きしたいんですが、北九州市感染症予防計画の策定の中に後遺症とかは入れないんですか。後遺症に対する研究、対応とかというのは。

○委員長（村上直樹君） 企画調整担当課長。

○企画調整担当課長 これは、特にコロナ等に限らず一般的な感染症につきまして、その予防という観点から、特に感染初期の拡大防止等について記載することとなっております。事後の後遺症等については現状では想定されていないところでございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） もちろん、国の指針によって計画をつくっていった、初期の対応、新たな新型インフルエンザも含めた対応の計画であるというのは認識しているんですけども、先

ほどの陳情の流れもあるんですけども、今回の感染症の経験を踏まえますと、後遺症とか様々、感染が収束した後もしっかりといろいろな対応をしていくというのも計画に含めるのはどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（村上直樹君）企画調整担当課長。

○企画調整担当課長 今おっしゃっていただきました意見につきまして、県の連携協議会で今協議しておりますので、その中でも協議してみたいと考えております。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）市内の発生状況について先ほど報告がありましたけど、最近かなり増えてきております。夏休みにも入っていますし、イベントも4年ぶりとか、前のおりに開かれていたりして、この中ではお盆の間の診療、検査体制等について先ほどありましたし、円滑な入院の調整等も報告されましたけど、市民に対する感染防止対策のアピールというか、これが必要じゃないかなと思っております。市でどのようにこの間取り組んでこられたかだけ教えてください。

○委員長（村上直樹君）企画調整担当課長。

○企画調整担当課長 御指摘を受けましたように、感染状況というのは継続的に上昇を続けております。こうした中、医師会からも広報についての要望等がございました。これを受けまして、現状では、まず、北九州市のホームページに基本的な感染対策について御協力いただいたということで、これを7月21日から開始したところです。続きまして、小倉駅に街頭ビジョンがございませけれども、こちらで、夏休みに入り、駅利用が増えることも踏まえまして、7月31日から、これも基本的な感染対策について呼びかけを始めております。それから、市の公式LINEというのがございませ。登録者約6万7,000人おられますけれども、この中で8月4日に基本的な感染対策を呼びかけるメッセージを発信したところでございませ。さらに、本日、市長の定例記者会見の中で市民の皆さんに対して呼びかけを行う予定でございましたが、残念ながら本日の記者会見は中止になりました。このため、記者クラブの市政記者の皆さんに対しまして、呼びかけ予定であった基本的な対策をやってくださいということと、お盆期間中の診療体制について資料提供いたしました。こうしたことをあした以降の新聞等に載せていただければと考えているところでございませ。以上でございませ。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）類下げになって、自分自身も今までとは、構えが少し緩やかになってきたと思うんですけど、今の時点では自己防衛というのが大事だろうと思うんです。どこで感染するか分かりませんし、自分が感染して、分からないうちに誰かに感染させるかもしれない。そういう意味では、しっかりその辺を啓発していく必要があると思うんで、市としてはそういう点、

ある意味、危機感を持って対応していただきたいと思いますので、いろんな手段を通じて呼びかけていただきたいということを要望したいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 先ほども言いましたけど、お盆期間中の診療検査体制ですね。外来対応医療機関、市内406か所という数字があります。先ほどの陳情者のああいう体験もありますので、あまり経験を積んでおられない医療機関がこのうち幾らあるかというのは分かりませんが、疑うわけでもないんですけど、現実にはそういう陳情があった以上、同じことを繰り返すけども、コロナに対する知見とか技術を上げていただくよう、結局、苦しむのは市民ですから、お願いしたいと思います。

それと、ここに来て、先ほどから言われていますように、感染者が増えてきていますよね。ただ、出てくる数字が10. 何ぼとか少ないわけだから、なかなか緊張感が広まらないというかね。その前まで全数把握でしたから、何百人、何千人とか何万人とかいうことで、感じ方が一般市民は違うわけですよ。まして今、5類になっていますから、マスクも個人の判断ですから、そういう中で、感染意識を高めていくという努力をもっとしないといけないと思うんですよ。基本的な感染対策というのは、ずっと言われていますように、3密を避けるとか、時と場所を選んでマスクをするとかアルコール消毒をするという、この辺をもっともっと私は強力にやっていただきたいなと。それが一番重要と思っています。

それと、もう一つはワクチンですよ。ワクチンは、最初から言われていますように、効果があればデメリットもあると。当然、こういう副反応は、どれくらい起こるか分からないけども、起こるということは当初から予定されていたわけで、だからこそ最終的には個人の判断に委ねるというようなことも変わらず説明の中について回るんですけども、第7波、第8波から分かることは、高齢者の亡くなる方が増えたということですよ。感染者が増えたということもあるんですけど、圧倒的に高齢者だったでしょ。北九州は92%ありましたよね。亡くなる方が増えている。必ず出てくるんですよ。そこをどう守っていくかというところで、高齢者施設に対して、職員の定期検査とか入所者については、まだ行政検査としてやっています。そういった高齢者対策というところでは、やっていますよね。一方で、ワクチンの有効性というのは科学的に証明されてきているというのもあると思うんですよ。我々に出されるワクチン接種の進捗状況なんかを見ても、全国的にもそうだと思うんですけど、あまり進んでいません。我々に出されている資料を見ても、3回終了というのが5月28日時点で止まっているんですよ。皆さんも御存じだと思いますけど、5月28日時点で3回終了、62万9,000人ですから。12歳以上の対象から見ると約75%ですよ。そこまでしか進んでいません。4回目終了というのも、今もう動いていないので、7月2日時点の71%で止まっていますよね。71%というのは、3回目を打った方のうちの71%ですから、全対象者から見ると53%ぐらいですよ。そういう現状ですよ。今、6回目、そんなに進んでいないし、7月ずっと増えてきたということがあって、

ちょっと動いていますよね。やや増えてきたということですから。何が言いたいかという、高齢者に対するワクチンの有効性という意味で要るのではないかと思うんですよ。かかりつけ医とも相談しながら打っていただくことも、高齢者に対して有効じゃないかと実は思っているんです。今、5回目はモデルナですかね。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 現在、ファイザーに切り替えております。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ファイザー、途中で切り替えたんですかね。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 ファイザーでございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）すいません、それ知らなかった。何が言いたかったかという、それだったらいいですよ。副反応がモデルナのほうが強いということがあって、いろんな方に聞いても、副反応が怖いんで打ちませんという方が結構いたりして、ファイザーに変えたらどうですかって言いたかったんですけど、変わっていたならそれでいいですけど。いずれにしても、5類になったとはいえ増えてきているので、感染対策の必要性というのをもっともっと広げてほしいなと思います。よろしくお願いします。すいません、長くなって。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、以上で所管事務の調査を終わります。

ここで本日の報告に係る職員を除き退室願います。

（執行部入退室）

次に、保健福祉局から、第三セクターの経営情報について及び令和5年度第1回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会についての以上2件について、一括して報告を受けます。障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 所管しております第三セクター、サンアクアTOTO株式会社と株式会社サンアンドホープの2社の経営情報につきまして御報告させていただきます。

まず、サンアクアTOTO株式会社につきまして、タブレットにございます資料の第三セクターの経営情報について、サンアクアTOTO株式会社に沿って御説明いたします。

1ページを御覧ください。1、会社概要のうち、(1)の設立の趣旨ですが、働く意志と能力がありながら就労の機会に恵まれない障害のある方に働きやすい職場を提供するために設立されました。第三セクター方式による重度障害者雇用企業でございます。

続きまして、下のほうになりますが、(6)従業員数につきましては、令和5年3月31日現在146名で、そのうち障害のある方は昨年の同時期よりも1名少ない93名、そのうちさらに38名の方が重度障害のある方でございます。

続きまして、2 ページ目をお開きください。(7)障害のある従業員の主な業務につきましては、蛇口シャワーなどの水栓器具やその内部の金具、あと和式トイレの水を流す部分でありますトイレのフラッシュバルブと呼ばれるところになります。そういった給排水器具などの組立て及び、パソコンを使い、取扱説明書内の部品のイラストや社内のイベントのポスターのデザインの作成、印刷、また、データの入力などを行っております。

次に、2 の部門別の事業報告を御覧ください。(1)製造部では、小便器用の給水のバルブや自動水栓用止水栓の需要の減少により、売上高は対前年比でマイナス5.2%、25億3,501万円となっております。

続いて、(2)の制作課では、説明書のイラストやポスター、チラシ等の作成の受注増により、売上高は対前年比2.4%増の1億5,372万円となっております。

続いて、(3)事務サポート課では、ショールームアンケートデータの入力業務の減少や、保証書作成業務の一部がTOTOに移管されたこともありまして、売上高は対前年比の5.9%減となりまして、1億786万円となっております。

続きまして、3 ページをお開きください。決算でございます。売上げの9割以上を占める製造部における売上減により、売上高は前年比で1億4,324万円減の27億9,659万円となっております。売上高から営業費用を差し引いた営業利益は、売上高減少の影響により、前年度比223万円減のマイナス5,083万円となっております。経常利益は、営業利益の減少により、前年度比で497万円減のマイナス77万円となっております。この結果、経常利益から法人税等を差し引いた当期の純利益は、前年度比で395万円減のマイナス136万円の赤字決算となっております。

なお、詳しい事業の内容につきましては、4 ページ以降にございます事業報告書を御参照ください。

続きまして、株式会社サンアンドホープの経営情報でございます。資料、第三セクターの経営情報について、株式会社サンアンドホープに沿って御説明いたします。

1 ページを御覧ください。1、会社概要のうち、(1)の設立の趣旨につきましては、サンアクアTOTOと同じく、障害のある方の雇用の確保など、同様の趣旨で設立された第三セクター方式による重度障害者雇用企業でございます。

次に、下の(6)を御覧ください。従業員数につきましては、令和4年12月31日現在となりますが、こちらの正社員、パート合わせて54名で、そのうち障害のある方は今年の同時期と同じく25名、うち12名が重度障害のある方でございます。

2 ページ目をお開きください。(7)障害のある従業員の主な業務につきましては、原材料の配合機への投入作業、製品の自動包装・梱包作業、製品の検品・出荷作業などを行っております。

最後に、2 の事業報告及び決算でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛に伴うガーデニング等の需要が落ち着いたということもあり、主要取引先であるホームセンターにおける家庭園芸用の肥料用土等の販売が伸び悩んだことや、令和3年夏頃から続く中

国の輸出に係る法定検査等の影響により原料の価格が高騰したことにより、厳しい経営環境を強いられておりましたが、商品や製品への価格転嫁が功を奏しまして、売上高としましては前年比で2億1,099万円増の20億7,939万円となり、売上高から営業費用を差し引いた営業利益は前年比3,200万円増の5,081万円となっております。経常利益は、主に営業利益が増加したことも影響し、前年比3,219万円増の5,050万円となり、この結果、経常利益から法人税などを差し引いた当期純利益は前年比2,623万円増の3,453万円の黒字決算となっております。

なお、詳しい事業の内容につきましては、3ページ以降の事業報告書を御覧ください。

以上、簡単ではございますが、第三セクターの経営情報の報告を終わらせていただきます。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 7月13日に開催されました令和5年度第1回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の内容について御報告いたします。

評価委員会では、令和4年度の業務実績に関する評価、第1期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績に関する評価及び第2期中期目標素案などについて討議を行いました。本日は、この3件の要点について御説明いたします。

まず、1件目です。毎年度、御報告しております、令和4年度の業務実績に関する評価について御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

1ページ目になります。第1項、全体評価の1、評価結果ですが、令和4年度は、中期計画の実現に向けて計画以上に進んでいるとしました。

2、評価理由としましては、令和4年度においても新型コロナの影響は大きかったですが、第二種感染症指定医療機関である医療センターだけでなく、八幡病院においても積極的、機動的に対応したことや、各病院の特色を生かし、高度で専門的な質の高い医療を提供したためです。

3、大項目別の評価結果一覧では、評価結果の一覧及び評価点の説明を記載しております。大項目の第1、第2、第4は評価Aで、中期計画の実現に向けて計画以上に進んでいる。第3については評価B、年度計画を順調に実施してまいりました。

2ページ目を御覧ください。大項目評価の基となります小項目別評価について取りまとめております。小項目別評価は、今年度は全て評価が3以上となっております。本日は、政策医療、病院機構と市の評価が異なった点及び財務内容について御説明いたします。

それでは、項目第1の1、(1)感染症医療です。新型コロナ対策において入院患者の受入れの拡大では、前年度を超える、医療センターで最大32床、八幡病院で最大23床の病床を確保し、そのほかにも国際会議への協力や市内医療機関の中心的な役割を担ったため、評価5としております。

(2)周産期医療です。母体搬送件数及びNICU受入れ患者数がコロナ禍以前の水準に増加す

る中、感染防止対策を行い、高度で専門的な医療を提供したため、評価4としております。

(3)小児救急を含む救急医療です。新型コロナへの対応のほか、近隣医療機関がクラスターによる受入れ停止となった中、救急車の応需率の低下は継続していますが、救急受入れ件数は前年度比で約900件増加するなど、最大限の取組を実施したため、評価4としました。

(4)災害時における医療です。災害発生時に備えた研修、訓練などの取組を継続しており、年度計画を順調に実施したため、評価3としました。

4ページをお開きください。今回は、(2)医療の質の確保、向上の項目が病院機構と市の評価で異なりました。病院機構は、令和4年度から新たに呼吸器外科で手術支援ロボット、ダヴィンチを活用した手術を開始したことなどから、年度計画を上回って実施したという評価4としております。一方で市は、ダヴィンチを活用した手術については高く評価したものの、医療センターのクリニカルパス件数が減少していることから3と評価をしております。

続きまして、7ページをお開きください。第3の1、財務基盤の安定化のうち、イ、中期目標期間における営業収支及び経常収支の黒字化を実現するでは、営業収支は14.6億円、経常収支は15.4億円という3期連続の黒字となり、営業収支、経常収支比率も100%を超えました。また、ウ、大規模な設備投資などに伴う資金の借入れや返済など長期的な資金収支の均衡を図るでは、単年度資金収支は20.8億円の黒字、年度末資金剰余では66.3億円となりました。これらの状況から、新型コロナの病床確保による病床数の減少や受診控えにより厳しい経営状態が継続しておりますが、国、県の補助金などを最大限活用し、独自の経営改善を推進し、黒字化を実現したため、それぞれ評価3としております。

第3の2、運営費負担金の在り方です。令和4年度は、29.7億円の運営費負担金を適切に執行していることから評価3としております。なお、令和3年度は33.9億円でしたので、4.2億円の減少となっております。

委員の意見といたしましては、医療の質の確保、向上については、コロナ禍の受診控えでこの病院も患者が減少している中、クリニカルパスの適用率は向上している。定量的な部分と定性的な部分、両方の評価が重要であり、市の評価の3より機構評価の4が妥当である。周産期医療について、新型コロナ感染患者の分べん対応は、ほかの病院が困難なケースを受け入れ、市立病院の役割を果たしており、高く評価できる。新型コロナへの積極的な対応は、患者に対しても他の医療機関に対しても安心感を与え、地域医療全体のセーフティーネットとして機能しており、高く評価できる。コロナ禍で医療機関の53%が赤字経営の中、市立病院は黒字で頑張っており、かなりの努力がうかがえるなどがございました。

市では、評価委員会と本日の委員会の御意見を踏まえて最終的な報告書を取りまとめ、市立病院機構へ通知するとともに9月議会へ報告いたします。

続きまして、2件目は、第1期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績に関する評価について御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。

1 ページ目になります。第1項、全体評価の1、評価結果ですが、全体として中期目標を達成する見込みとしました。

2、評価理由は、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、医療崩壊を起こすことなく、北九州市との密接な連携の下、県の重点医療機関として患者を積極的に受け入れ、市立病院として使命を果たしたこと。医療センターにおいては、地域がん診療連携拠点病院として、手術支援ロボット、ダヴィンチなどを活用し、高度で専門的な医療を提供したこと。八幡病院においては、小児救急・小児総合医療センターを中心に小児医療の充実を図り、専門性の高い医療を提供したこと。地方独立行政法人制度の特徴を生かした病院運営を推進し、第1期中期目標期間中、累積黒字を達成する見込みであることなどからです。

資料2 ページ以降に、項目ごとに主な取組などをまとめております。

委員の意見といたしましては、病院機構は全体的に非常によく頑張っていると評価できる。救急医療に関して八幡病院は非常に頑張っているが、医療センターのウオークイン患者の受け入れはまだ少し不十分であるという印象があるため、今後の取組に期待したいなどがありました。

第1期中期目標期間の終了時に見込まれる評価についても最終的な報告書を取りまとめ、市立病院機構へ通知するとともに9月議会へ報告いたします。

最後に、第2期中期目標素案について御説明します。

資料4-1を御覧ください。

中期目標の位置づけですが、地方独立行政法人法で、設置者である市は市立病院機構に対し中期目標を定めるように規定されております。この市が策定した中期目標に基づき、市立病院機構が中期計画を策定することになっております。策定の方針ですが、第2期中期目標素案は第1期の中期目標をベースに、公立病院経営強化ガイドラインの要素を盛り込んで作成いたしております。

それでは、素案について御説明いたします。

1 ページ目は素案の概要になります。目標期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年です。目標に重点項目という記載はございませんが、財務基盤の安定化、医師の働き方改革への対応、新興感染症の感染拡大時の備えなどが重要な目標と考えております。財務基盤の安定化については、第2期中期目標から、各年度の収支計画、目標数値の見通しを立てることに変更となっております。医師の働き方改革への対応については、令和6年度から医師の時間外労働規制が始まることへの対策を設ける必要があるということです。新興感染症の感染拡大時の備えについては、感染症対応における公立病院の役割の重要性の認識がより一層上がったことから、平時から備えておくということについてです。

なお、下段、一覧表の新と記載してある項目は第2期中期目標からの新規追加項目で、改とあるのは第1期中期目標から改正した項目となっております。

引き続き、主な変更点について御説明します。

それでは、3ページを御覧ください。資料右側、第2、3、(2)医師の働き方改革への対応です。こちらは項目自体を追加しております。医師の時間外労働規制を踏まえ、時間外労働の縮減に取り組み、必要に応じて適切な時間外労働規制の特例水準の指定及び宿日直許可を取得することとしております。

一番下の5、新興感染症の感染拡大時への備えです。こちらも項目自体を追加しております。新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備することとしております。

それでは、5ページを御覧ください。資料右側、第5、2、施設・設備の老朽化対策、イ、建築後30年以上を経過している医療センターの老朽化への対応または建て替えの検討に当たっては、経営の健全化や経営基盤の安定化を図りつつ、市と十分に協議しながら進めることを追加しております。この項目につきましては、委員に御意見をいただくため、老朽化への対応または建て替えの検討と併記させていただきました。

委員の意見としましては、建築後32年が経過する医療センターについて、老朽化への検討では不十分なので、建て替えの検討とするべき。医師の働き方改革に伴う時間外削減については、第2期中期目標期間から始めるのではなく、今年度から取り組むべきなどがございました。

今後のスケジュールですが、9月にパブリックコメントを実施し、10月開催予定の評価委員会にて成案について議論いただき、その結果を11月に常任委員会で御報告させていただいた後、12月の議会に議案を提出したいと考えております。

以上で令和5年度第1回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会についての説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） まず、第三セクターの2つの会社についてですが、今の厳しい経済状況の下でもそれぞれ経営努力をしているというのがよく分かります。そういうことを前提に、今後さらに障害のある方の雇用の拡大と、物価が上がっておりますので、賃金や労働条件の改善について取り組んでいく必要があると思いますので、出資者である本市としてその辺の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 今回の三セクになりますけども、委員御指摘のとおり、厳しい経済状況の下で経営努力もされております。本市としましても、賃金のところもありますが、障害のある方が豊かな社会生活、自立した生活を営んでいただけるように、雇用の促進及び賃金の上昇を働きかけてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。それで、もう一つ、北九州市立病院機構の評価委員会についての報告ですが、令和4年度の業務実績に関する評価、それから第2期中期目標素案についてですが、ともに患者サービスの向上ということのをうたわれておりますが、経済的に困難を抱えている患者さん、医療費が払えないというようなことで困難を抱えていらっしゃる患者さんも市立病院にも結構いらっしゃると思うんですが、その辺の問題についてはどのように対応しているか。また、今後、第2期中期目標の中でもそういう問題についてどうやろうとしているのかということのも大事な問題だと思うので、一つ見解をお尋ねしたいのと、あわせて、先ほど医師の働き方改革への対応ということがありましたけども、医師を含めて市立病院機構で働いている全ての職員について、労働環境の改善や向上についても重要な問題だと思うんですが、その辺はこの中でどのように評価し、あるいは目標の中に位置づけていくのかということをお尋ねしたい。

3点目に、医療センターの建て替えということが言われておりますが、今の建物があと何年もつのかということ、仮に建て替えるとしたら現地で建て替えができるのかということをお尋ねします。以上です。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 1点目の御質問は、患者サービス向上のために経済的に困難な方の対応ということで御質問いただきました。現時点では、ほかの病院がやっているような無料診療などは市立病院では行ってございません。今後の対応につきましては、現時点ではそのような無料低額診療みたいなものをやるという方向では検討していないと病院機構からも聞いておりますし、市としてもそのような考えでございます。

あと、2点目で、医師の働き方改革、ほかの職種も含めた時間外の御質問ですけれども、時間外削減につきましては病院機構としても取組は行っておりまして、時間外の削減に努めております。その中でも医師につきましては、医者がしなくてもいい仕事というのはほかの職種の方にやっていただくというような取組を進めておりまして、例えば医師事務作業の補助者を雇うとか、あるいは看護師とか薬剤師の方にほかの仕事をしていただくというような取組を行っております。当然、ほかの職種についても、病院機構から時間外を少なくしようというような働きかけを行っているところでございます。

3点目に、医療センターの建て替えでございます。病院の建物自体は、一般的に40年ぐらいが限度だと言われております。先ほど御説明したとおり、医療センターは32年たっておりまして、令和5年2月議会でも市長から御答弁させていただいたとおり、建て替えを意識する時期にあると市としても考えてございます。ただ、何か検討を今やっているのかということ、具体的な検討はまだ行ってございません。どこに建てるのかとか、どのような病院を今後建てるのかというのは、今から検討していかなければいけない課題かなと認識しております。検討に当た

りましても、コロナ禍後の機構全体の経営状況や、今後少子・高齢化あるいは人口減少に対応する話とか、あと、今福岡県で検討しております医療計画、急性期の病床が北九州地域は多いという話もございますので、その辺を含めまして今後検討を始めていきたい。目標は、来年度が5か年の目標となっておりますので、その間に検討を開始するというような意味で書かせていただいております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 経済的に困難を抱えている患者さんへの対応というのを、無料低額診療というのも一つの手段ではありますが、そうじゃなくて、今、現に市立病院機構の病院で受診をしていらっしゃる方の中に経済的に困難を抱えている方は恐らくいると思うのですよね。そういう方々に対して現在どういう対応をしているのかとか、その辺の問題意識をどんなふうに持っているのかということで今質問いたしました。

それから、医師の働き方改革の中で時間外勤務の縮減と言われましたけど、時間外勤務を縮減していくということは当然必要なことなんですけども、全体として、賃金や労働条件を改善していくというのも一つの大きな機構としてのテーマになるんじゃないかということなんです。評価する上でも今後の目標を立てていく上でも、その辺の観点が必要じゃないかと。その辺が読んだだけでは見えないので、どんなふうに考えているかを教えていただきたいという質問でした。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 現に医療センターにかかられている患者で経済的に困窮している方への対応ですが、各病院に医療の相談室というものを設けております。そちらにメディカルソーシャルワーカーというのを配置しております、その方が相談に乗ったり、あるいは役所といえますか、福祉の相談窓口を御紹介したり、そのような対応を取らせていただいております。

2点目、時間外の関係、評価の際の基準をもう少ししっかりしたほうがよいのではないかと御指摘をいただきました。第1期の計画では、時間外労働、働き方に関する細かい計画ができておりませんでしたので、今後、機構と共に検討していきます第2期の計画の中では、その点に関して評価が適切にできるよう検討してまいります。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 相談室の担当の方が非常に苦勞されているというのは想像に難くないんですよね。どこの病院もそうです。今、患者さんの経済的な状態がどういうふうになっているとか、あるいはそのために未収金がどれくらい出ているとか、そのあたりも市としては関心を持って、何らかの必要な対策を取っていくということも含めて、そういう観点を持って当たっていくべきと思うから伺っているんで、その辺の考え方、もう一回簡潔にお答えいただきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 未収金の金額につきましては、コロナ禍が始まった後、かなり未収金が増加してございます。これに関して、すいません、現時点では市で検討はしておりません。あと、病院機構で何か未収金額が増えた際の対応について具体的なものをやっているというのも、申し訳ございません、現在把握しておりませんので、確認をさせていただきたいと思っております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 実際に困っている患者さんがいるんじゃないでしょうかということなんです。そういう方々の対応を、もちろん第一義的には機構が考えることかもしれませんが、市としてそういう問題に対してしっかりとした観点を持って、機構に対していろんな指示をするわけですから、そういう立場を明確にすべきじゃないかと思いますが、これ以上議論にならないみたいなので、以上で終わりますけど、そこは意見として強く申し上げたいと思います。

それから、働いている皆さん全体の賃金や労働条件の問題もしっかり関心を持って、向上させていくと、それは同時に、患者さんへのサービスの向上にもつながるわけですから、そういう観点を持って当たっていただきたいということを意見として申し上げておきたいと思えます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 資料2-1ですけど、ここの第1項の全体評価の3番目の大項目評価結果一覧表というのがあるんですけど、その下に大項目評価と小項目評価というのがあるんですね。説明がそれぞれ書いてあるんですけど、ちょっと聞きたいんですけど、小項目評価のところは5段階で評価、5、4、3、2、1とあるんですね。年度計画を順調に実施しているというのが評価3。年度計画を上回って実施しているというのが評価4。順調に実施しているのと上回って実施しているというのは何がどう違うんですか。よく分からない。お願いします。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 小項目評価の評価3、年度計画を順調に実施しているというのは、計画どおりのレベルを実施できた場合は評価3とさせていただきます。計画よりも上回った状況でございましたら評価4というような形で、差をつけて評価をしてございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 分かりました。同じページですけども、右側の第2項のところですけど、第4のその他業務運営に関する重要事項というところで、看護専門学校において卒業生の市内就職率が90%以上というような高い水準、実際は90.2%ですかね。ということは、市外が10%いるということですけども、普通、90%で高い水準という評価をするんですか。評価の仕方が分からない。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 看護学校の市内就職率の目標数値といたしまして、第1期の計画期間中、令和5年度の最終目標が83.6%まで引き上げるというものでございました。目標前の平成29年度の81.6%の市内就職率を83.6%に上げるという目標を立てておりました。その結果、令和元年度は83.3%と目標を下回ったんですが、令和2年度以降、94.4%、令和3年度が100%、令和4年度は90.2%と、この項目については実は目標は達成してございます。ただ、令和2年度、令和3年度、この項目につきまして4という評価をさせていただいておりますので、目標は達成してございますが、少し数字が落ちましたので、今回3というような評価をさせていただいております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。看護学校についてですけど、コロナ禍の中で学生が途中でやめるとかといったようなことが出てきています。ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 ここ数年の看護学校の関係でいきますと、コロナの影響で学校をやめられる方というのが増えているということはございません。皆さん無事卒業されています。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 最後ですけども、令和4年度の決算報告書を見ていたんですけども、評価にあるように、黒字決算ですけども、内容としては補助金等の収益、これが増えているということで、予算は42億円が決算は55億円ぐらいということで、これが大きかったというような評価ですけども、見ていたら、ちょっと分からないことがあってお聞きするんですけど、支出のところの臨時支出というのがあるんですけど、1億円ぐらい決算で計上されているんですけど、過年度の補助金の返済1億円って何なんですか。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 こちらの過年度補助金返還は、手元の資料では、医療センターに関して1億円の補助金の返還を行ったということでございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 詳しく後で教えてください。それと、その他の支出で予算が6億円ぐらいあるんですね。ところが、支出予定が支出しなかったということですけど、横に、短期借入金の皆減と。これ、どういう意味ですか。意味がよく分からないんですけど。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 申し訳ございません。その他の項目につきましては、研究研修に係る旅費の減少が主なものになってございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 研修と短期借入金って、意味が分からない。この表を見て今言っている

んですよ。これ。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 申し訳ございません。確認をいたしまして後ほど御説明させていただきたいと思います。すいませんでした。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）最後にもう一つ、収入のところ、営業収益の中に運営費負担金収益というのがあるんですね。営業外収益のところも同じく運営費負担金収益というのがあるんですけど、これどう違うんですか。同じような名前を使っているんですけど。同じ運営費負担金収益があるんですけど。意味が分からない。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 項目的には、医業収益に係るところと医業収益外に係るところで分けております。以上になります。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）じゃ、先ほどのところの分は後で結構ですので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○委員長（村上直樹君）3時を過ぎているんですけども、このまま継続したいんですが、あとどれぐらい残っています。分かりました。それでは、継続いたします。金子委員。

○委員（金子秀一君）サンアクアTOTO経営情報とサンアンドホープ経営情報、ありがとうございました。2社とも障害者雇用のモデルのような会社でありまして、私もサンアクアさんは施設の見学等行かせていただいたことがあるんですけども、働いている方も生き生きと、誇りを持ってお仕事をされているなというのを感じるような会社でして、大事にぜひしていただきたいなという思いと、あともう一つ、恐らく中国、ベトナムとか、戦争による資材の高騰とかいろいろ影響を受けているんだろうなと思うんですけども、1つ気になったのが、サンアクアさんの2ページ目の部門別事業報告の中に、出向者や派遣社員の削減等で労務費等は減少したがとあるんですけども、これ障害で雇用されている方の出向とか、あと派遣の方の削減をされたという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（村上直樹君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 今、御質問ありました、資料2ページのところにあります2のところの部門別事業報告の(1)製造部のところの出向者でございますが、こちらはTOTO本社から出向という形になりまして、実際には2名減という形になっております。あと、派遣社員の減になりますが、こちらは、繁忙時期だけ雇用する方がいらっしゃるんですけども、そういった方が業務量の低下ということで7名ほど雇用されなかったということで、その分で労務費としては減少しております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。致し方ない部分もあろうかと思うんですけども、市の障害者雇用の鏡となるような会社じゃないかなと私は思っていて、なので、ぜひ何らかの形で、よく連携を取りながら、サポートできることはしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 市立病院機構の件でお伺いいたします。

まず、八幡病院に限ってお伺いいたします。

ずっと報告書を見て、職場環境の充実という部分で、病院職員さんの離職率が市立医療センターで8.1%、八幡病院が8.8%と、この数字は一般的には低いと書いてあります。これをさらに低くするということとかで、いろいろこれからもやっていきますということだと思うんですけども、よくお伺いするのは、市立八幡病院の夜勤の数が多いという話を聞くんですね。月10回、11回、12回と。他の民間病院は分からないんですけど、多いということで、この中に書いてあるのは、今の3交代の勤務体制で夜勤が増えるんじゃないかと。変則2交代の導入に向けた検討を行いますと書いてあります。2交代になれば、勤務時間は長くなるけど夜勤の数は減るということで、具体的に、今現状、月平均で夜勤が何回ぐらいあって、これがどのように変わってくるのかについて教えてください。

それと、小児救急の医療体制についてお伺いいたします。

以前、小児救急の全国的に有名な先生で市川先生という方がおられたときは、市川先生の下で勉強したいという全国の医師が研修医として来られて、小児救急の外来も救急の対応も充実していたと聞いていました。僕が聞いたのは、当時6名ぐらい小児救急だけで研修医がいるということで、基本的に、行ったら複数の先生で診察室も幾つかあって対応して、待ち時間もあまりないということだったんですけども、最近は、そういったレジェンドの先生がいなくなったということもあるのかもしれませんが、小児救急の体制が、医師1人で基本診なくちゃいけないとか、救急車が入ってくればそっちの対応に行っ、外来で何時間か待たなくちゃいけないという声も聞くんですけども、救急については全体では900件増加をしているということで、非常に頑張っておられるんですけども、実際の小児救急の医師の体制はどのようになっているのか、現状は厳しい状態なのかについて教えてください。

それと、自立的な業務運営体制の構築という欄で、ハラスメント対策ということで書いてあります。病院では、医師とかにすごい権限があると思いますし、医師から看護師に対するハラスメントというのも考えられると思うんですけども、その際、看護師が相談するとなれば上司の師長とかに相談して、師長もなかなか医者に対しては言いにくい部分もあるのかなと思います。また、医師が不足しているという状況の中で、そのぐらい何とか我慢しなさいみたいな形になりがちなのかなと。でも、この中では、ハラスメント対策専門官という人を導入して対応していこうと書いてありますけれども、実際、病院という特殊な業務の中でハラスメントを

防止するための取組について、こういったのが機能できればいいと思うんですけども、この点について聞かせてください。

それと、4つ目ですけども、職場環境の充実とか離職率の減少にも寄与すると思うんですけど、欄の中で研修の実施というところがあります。聞くと、職員さん、看護師さんでも、どの職種の方でも年に1回学会に参加したりとか、いわゆる研修だと思うんですが、研修に参加する旅費とか学会参加費用とかの経費を病院で負担していただけると聞いているんですけども、一般のリハビリの人たちとかはなかなか使いにくいとか、一般的に使えるとなっているらしいんですけども、医者とかが行くときにはすぐ使えるけれども、一般の看護師が使うときには使いにくいとか、公平に使われていないんじゃないかという御意見をリハビリのほうとかから聞いたんですけども、研修の実施について、広く誰もが学べて、技術が向上して、それが患者さんに返ってくるような形でできればいいなど、今、制度はいいと思うんですけども、そういった研修の実施で年に1回使えますよということについて、広く職員さんに広報して利用できる制度にすべきかなと思ったんですけども、この点について御意見を聞かせてください。

以上4点です。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 1つ目が、八幡病院の看護師の夜勤回数について御質問をいただいております。八幡病院につきましては、手元にございますのが令和3年度の夜勤回数の集計になりますが、8回を超える者につきましては20%程度、まだ8回を超えて夜勤している者がございます。ただ、看護師の人数的には、以前のような看護師不足の状況ではございません。看護師の人数は確保できております。ただ、今現在、市立病院機構は3交代勤務、8時間ずつ回しておりますが、民間病院などは変則2交代とあって、例えば1日に16時間働いて、夜ですね、それも休憩時間とかも含むんですけども、その代わり休む日にちが多いというようなことが取り組まれていまして、若い看護師さんからは休みの日が多いほうがいいのかというようなアンケートの結果も出てると報告を受けてございます。病院機構といたしましては、職員からの意見を聴取して、現状の3交代のメリットもございまして、変則2交代も導入してはどうかという議論はしていると聞いてございますが、具体的にいつから導入するということまでは来てございません。以上になります。

2点目が、小児科医師の人数でございまして。小児科医師は現時点で19名在籍しております。理想の数といたしましては22名欲しいというところなんですけども、足りない3名につきましては外部要員の応援等で対応しております。ただ、前院長が退任された後、小児科のブランドが落ちて医者が集まりにくいといったような状況にまではなってございません。医師不足という点ではございますが、引き続き小児科はしっかりやっているというような状況でございまして。

3点目に、ハラスメントの対策でございまして。令和元年度に市立病院機構となったときに、病院機構といたしましても内部のハラスメント対策官ではなく、外部からハラスメント対策官

という専任の者を登用いたしまして、職場内の上司に相談しづらい場合も多々あると思いますので、ハラスメント専用の電話回線を用いまして、そこで相談対応というのをやっているような状況でございます。すいません、手元に数字がございませんので、毎年どれぐらいの相談があっているかというのはお答えできませんが、そのような取組を病院機構としても独自でやって、力を入れているところでございます。

4点目の研修の関係につきましては、大きなところは、医者研修というのが一番病院としても力を入れているところかもしれませんが、ほかの職種についても、その業務をするに当たって資格を取らないといけないというような部門、例えば看護の部門や医療技術の部門とかもでございます。全ての研修について費用を出すことは難しいかもしれませんが、各種資格取得に対する費用負担というのは病院機構としてもやっているところでございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。ハラスメントについては外部で対応ということで、今、民間企業でも、市でも、教育委員会等でも、ハラスメントとかパワハラがあれば基本、懲戒以上になるとかいうことで、ただ、民間企業はもっと厳しく対応しているそうです。病院の中で外部の人に相談して、具体的にそういう事実があれば、そういった権限というか、人事の関係でありますし、医者というのは医局に所属してどういう処分か分からないんですけども、実際にハラスメントをストップできるような感じになっているかどうかについて、通常の民間とかと違うので、その辺のところを教えてください。

変則2交代の導入、若い人のアンケートでは多いということで、職場の声が生きるような形で市としてもサポートして、働きやすい職場になって離職率が減ればプラスになるのかなと思いますので、ぜひそういうサポートをしていただけたらと思います。これは意見です。

あと、小児科の対応については、基本的にそこまでは減っていないということでした。実際、現場ではすごい頑張っておられると思いますので、北九州は小児救急の先進都市でもありますので、そのブランドを維持しながら、また、その職員さんたちが働きやすい形での対応を求めていきたいと思います。

さっきのパワハラの件についてお願いします。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 先ほど、数字が見当たらないと御説明したんですが、資料が分かりましたので、御説明させていただきます。

不祥事防止・ハラスメントの研修は毎年度1回実施しております。それとは別に、ハラスメント対策専門官が年に研修を20回ほど、両病院あるいは本部などで実施しております。ハラスメント対策専門官への相談は51件でした。そのうち2件については、弁護士へつなぐなど適切な対応を取ってございます。

ハラスメント防止につきましては病院機構になりまして力を入れていると聞いておりますの

で、引き続ききちんとした対応を取っていただけたらと思っております。以上になります。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）もし問題が明らかになれば、何らかの対応になるんですか。懲戒処分とかあるのか。どういう形になるんですかね。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 内容にはよると思いますが、市と同様の考え方で、ひどいハラスメントがございましたら当然懲戒処分の対象になると思いますし、内容によれば、例えば病院長からの嚴重注意など実務的にあろうかと思えます。以上になります。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。以上で終わります。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見は。日野委員。

○委員（日野雄二君）医療センターの件で、汚い、古い、早く建て替えなさいよ。院長の中野は幼なじみなんですけど、会うたびに言われる。給料が安い。医者がやっておられるかと。北九州の中心、医療センター、それから八幡の子供の病院、これが中心なんだから、それなりのステータス、建物も新しく規模を大きくしてやらなければ。そのためには、市立門司病院は売ってください。要りません。門司の市立病院は、子供の対応もできなければ何もできないので、市の病院としての機能はなっていない。これは売却して、医療センターのために使ってください。要望して、終わります。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会となります。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟